

介護情報基盤による介護情報の共有範囲と情報閲覧機能実装予定時期

資料5-2

- 灰色斜線セルにある情報の種類・様式は、利用者の同意が取得されていない場合は表示されない情報
- 点線で囲われた情報の種類・様式は、情報閲覧機能の実装が令和8年4月1日以降になる情報
- ○は該当する関係者が閲覧可能な情報
- 居宅介護支援事業所と介護事業所については、利用者本人確認を行った上でサービス提供を継続している事業所においてのみ情報閲覧が可能（サービス提供のレセプトの継続的な発生により識別）
- 医療機関については、保険者から主治医意見書作成依頼書が送付された医療機関を想定

情報の種類	様式等	介護情報基盤で情報共有する関係者					
		利用者	市区町村	居宅介護支援事業所	介護事業所		医療機関
					介護老人保健施設 介護医療院	その他	
要介護認定情報	①認定調査票		○	○	○ (※1※2)	○ (※2)	○ (※3)
	②主治医意見書		○	○	○ (※1※2)	○ (※2)	○ (※3)
	③介護保険被保険者証等 (介護被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証、要介護認定審査進捗状況を含む)	○	○	○	○	○	○
	④要介護認定申請書	○ (※4)	○		令和8年度下期実装予定		
LIFE情報	①LIFE情報 (ADL等)	○	○	○	○	○	○
ケアプラン	(1) 居宅サービス ①第1表 居宅サービス計画書(1) ②第2表 居宅サービス計画書(2) ③第3表 週間サービス計画表 ④第6表 サービス利用票 ⑤第7表 サービス利用票別表 (2) 施設サービス ⑥第1表 施設サービス計画書(1) ⑦第2表 施設サービス計画書(2) ⑧第3表 週間サービス利用表	○	○	○	○	○	○
住宅改修費用等の情報	①介護保険住宅改修費用利用情報 ②介護保険福祉用具購入費用利用情報	○	○	○	○	○	○

※1 主治医意見書作成依頼が送付された施設の、職種が医師である職員に限り、要介護認定申請書提出日から30日間のみ、①認定調査票及び②主治医意見書を閲覧可能

※2 施設職員のうち、職種がケアマネである職員に限り、居宅介護支援事業所と同様に①認定調査票及び②主治医意見書を閲覧可能

※3 主治医意見書作成依頼が送付された医療機関の、職種が医師と医師事務作業補助者である職員に限り、要介護認定申請書提出日から30日間のみ、①認定調査票及び②主治医意見書を閲覧可能

※4 従来より利用者本人が保持している情報として閲覧可能